

一般事業主行動計画

従業員が仕事と生活を両立し、働きやすい職場環境を整備することによって、すべての従業員がその能力を発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和7年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：労働時間削減への取り組み

<対策>

- 令和2年12月1日～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年 2月1日～ 労使の話し合いの機会を整備する

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 令和2年12月1日～ 誕生日及び記念日等による有給休暇取得の推奨
- 令和2年12月1日～ 定期的な社内周知等、取得促進への啓発を行う

目標3：在宅勤務制度の利用促進

<対策>

- 令和2年12月1日～ 在宅勤務における課題の分析等を行う
- 令和3年 2月1日～ 在宅勤務の内容や対象について検討する
- 令和3年 4月1日～ 在宅勤務等を行うための仕事のやり方、働き方を整備する